1．基本計画策定の主旨

1-1．基本計画の位置づけ

豊川市では災害対策本部機能や、自衛隊、警察、ライフライン事業者など災害発生時に活動する各機関の拠点機能を備え、自主防災組織など市民が研修及び訓練を行える施設として豊川市防災センター（以下「防災センター」）を整備することとしており、豊川市防災センター建設基本方針（平成 28 年 2 月策定。以下「基本方針」）を策定しました。

この基本計画は、基本方針に基づき施設整備に必要な諸条件の整理を行うものです。

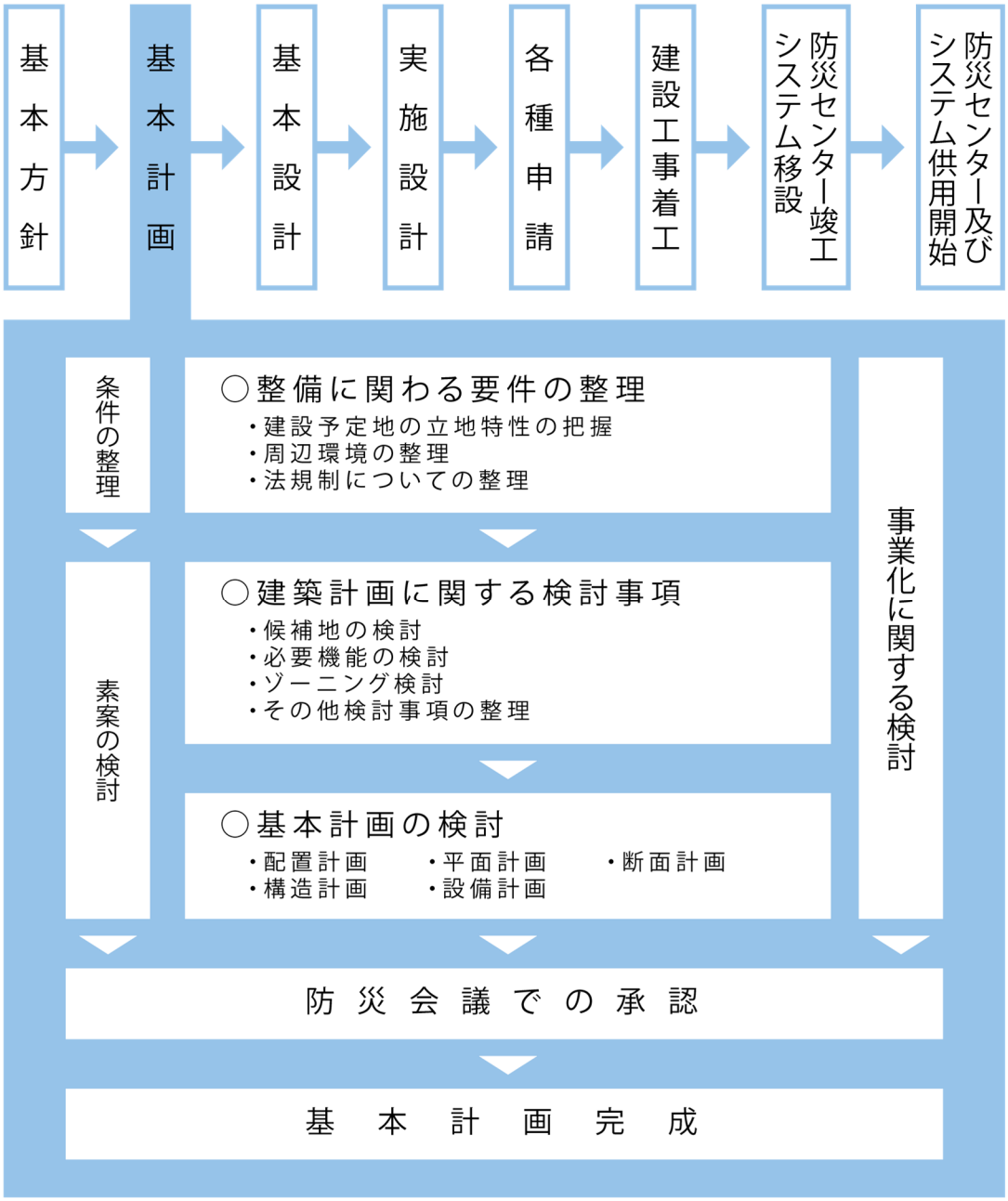

1-2. 基本方針の反映　～豊川市防災センター建設基本方針より～

豊川市防災センター建設基本方針（平成 28 年 2 月策定）より抜粋

（1）災害対策本部機能の強化

① 災害発生時、迅速に災害対策本部を設置する。
② 初動を効果的に実施できる機能を備える。
③ 災害対応活動の拠点として災害に強い機能を備える。

（2）災害対応体制の強化

① 災害対応を行う国・県などの関係機関の活動拠点を設置する。
② 機関ごとの通信手段を確保する。

（3）地域防災力の強化

① 防災リーダー養成など市民が防災教育を受ける施設を備える。
② 自主防災会など市民が防災意識高揚のため、研修や講演を受ける施設を備える。

基本計画の策定にあたっては、これら 3 つの方針を踏まえ、具体的な必要機能、市役所庁舎敷地内での建設予定地の選定、建物の規模や構造・設備の検討、さらに適正なコストや品質を確保しつつ、できるだけ速やかに施設の整備を行うための事業手法の検討を行うこととします。